

# 船橋市教育・保育給付認定児童利用案内 (企業主導型保育施設利用者用)

企業主導型保育施設の地域枠を利用し、無償化の対象となる場合、市に申請をして「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

また、無償化対象とならない場合でも地域枠・従業員枠で企業主導型保育施設を利用するときには、認定が必要になる場合があります。詳細については、利用施設に確認してください。

認定が必要な方は、この案内に沿って手続きをお願いいたします。

すでに認可保育所等の利用申込をし、教育・保育給付認定を受けている方で支給認定証の発行を希望する場合には保育入園課までお問い合わせください。

## 教育・保育給付認定について

「教育・保育給付認定」は、児童の年齢と保育の必要性の有無によって3つの区分に分かれます。認定区分は次のとおりです。

**1号**…満3歳以上・教育認定

**2号**…満3歳以上・保育認定

**3号**…満3歳未満・保育認定

企業主導型保育施設の地域枠を利用し、無償化の対象となる場合、「2号」、「3号」の認定（保育認定）を受ける必要があります。認定を受けるには、P.2で案内する「保育を必要とする事由」が必要です。

### 《保育必要量について》

保育の必要性あり（2号・3号）と認定を受けた場合は、その事由により、さらに「保育必要量」を認定します。

### 《教育・保育給付認定の有効期間について》

2号（満3歳以上・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から小学校就学の始期に達するまでの期間が、3号（満3歳未満・保育）認定を受けた場合は、基本的に効力発生日から満3歳に達する日の前日までの期間が有効期間となりますが、保育の必要性の認定に係る「事由」により異なります。

教育・保育給付認定の申請後に、認定できるかの審査を行い、教育・保育給付認定に係る事項を記載した通知書を交付します。教育・保育給付認定を受けた方で、支給認定証の交付を希望された方には、併せて支給認定証を交付いたします。

## 必要書類について

申込みの際には、以下の提出書類が必要です。

- ① 船橋市教育・保育給付認定申請書
- ② 保育を必要とする事由を確認するための書類 ※ P.3 をご参照ください。
- ③ 該当する場合のみ必要となる資料 ※ P.4 をご参照ください。

### 【注意事項】

- ・ 必ず保育入園課指定の書類に記入のうえご提出ください。
- ・ 書類の提出後に、確認事項がある場合などは、ご連絡の上で新たな書類の提出を依頼します。
- ・ ご提出いただいた書類は一切返却できません。必要であれば提出前にご自身でコピーをしてください。
- ・ 消せるボールペン等、書き換え可能な筆記具は使用しないでください。

## 保育を必要とする事由について

### 《対象者》◆児童と同居している父 ◆児童と同居している母

2号・3号認定の申請をする際は、保護者の保育を必要とする事由を確認させていただきます。

#### ①保育認定事由と認定期間

保育認定事由	認定対象	有効期間始期	有効期間終期
就労	月64時間以上就労をしている場合	利用開始希望月、就労開始月もしくは就労を開始したことを届出た翌月	仕事を辞めた月、もしくは就労証明書に記載された雇用終期まで
疾病・負傷 ・障害	病気や怪我があったり、精神や身体に障害がある場合	利用開始希望月、もしくは疾病内容がわかる主治医の意見書、障害者手帳の交付を受けたことを届出た翌月	疾病が治癒した月、もしくは障害者手帳の有効期限月まで
親族の介護 ・看護	親族の介護や看護をしている場合	利用希望月、もしくは同居及び別居親族の介護・看護を始めたことを届出た翌月	介護・看護が不要になった月まで
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害復旧にあたる場合	被災し、災害復旧に従事した月	災害復旧の従事を完了した月まで
求職活動 (起業準備)	求職活動（起業準備を含む）を継続して行っている場合	求職活動を開始した月、もしくは求職活動を開始したことを届出た翌月	求職活動を開始してから90日目が属する月の末日まで
就学	就学をしている（職業訓練を含む）場合	就学開始月、もしくは就学を開始したことを届出た翌月	卒業（修了）日を迎える月の末日まで

妊娠・出産	出産の前後である場合	出産予定月2か月前（多胎妊娠の場合は4か月前から）	出産日の翌日から56日目を迎えた月の末日まで
育児休業	きょうだいの育児休業中や育児休暇中（就労先が認めた法令に基づかない育児のための休暇）である場合	育児休業（休暇）開始月、もしくは育児休業（休暇）を開始したことを届出た翌月	就労先が認めた育児休業（休暇）の終了を迎える月の末日まで ただし、育児休暇は最長で児童が2歳になる月の末日まで

## ②保育を必要とする事由を確認するための書類

保育認定事由	必要書類	注意事項
就労	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労証明書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>雇用予定でも可。</li> <li>保育施設を利用できた場合の就労内容を、就労先に記入してもらってください。</li> <li>保護者が<u>自営業である場合は</u>、保護者自身が記入してください。</li> <li>ダブルワークをしている場合は、就労時間を合算することが可能であるため、それぞれの就労先の就労証明書を提出してください。</li> <li>就労証明書の有効期限は利用希望日から1年以内です（内容に変更がある場合を除く）。 例）令和6年4月利用申込 ➡ 令和5年4月2日以降に発行されている場合は有効</li> </ul>
疾病・負傷 ・障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者手帳の写し</li> <li>介護保険被保険者証</li> <li>主治医の意見書（保護者等疾病用）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記の内、提出可能であるものを選択してください。</li> <li>介護保険被保険者証は、保護者自身が要介護認定を受けている場合に提出してください。</li> <li>主治医の意見書の有効期限は申込み日から半年以内です（内容に変更がある場合を除く）。 例）令和5年11月1日利用申込 ➡ 令和5年5月2日以降に発行されている場合は有効</li> </ul>
親族等の 介護・看護	(ア) 介護が必要な親族の状況がわかる書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険被保険者証</li> <li>主治医の意見書（保護者等疾病用）</li> </ul> (イ) 介護・看護状況説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) のいずれかと (イ)、両方の書類を提出してください。</li> <li>主治医の意見書の有効期限は申込み日から半年以内です（内容に変更がある場合を除く）。 例）令和5年11月1日利用申込 ➡ 令和5年5月2日以降に発行されている場合は有効</li> </ul>
災害復旧	(ア) 罹災証明書 (イ) 状況説明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) と (イ)、両方の書類を提出してください。</li> </ul>
求職活動 (起業準備)	なし	
就学	(ア) 在学証明書 (イ) 授業時間数や日程のわかるカリキュラム等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) と (イ)、両方の書類を提出してください。</li> <li>これから就学する場合には、就学先の「合格通知書」を提出し、在学後に在学証明書を提出してください。</li> </ul>
妊娠・出産	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子手帳の写し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>父母の名前、及び出産予定日がわかるページの写しをご提出ください。</li> </ul>

育児休業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業証明書（任意書式）</li> <li>※就労証明書でも可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労先が発行した育児休業証明書に、会社名、保護者氏名、育児休業期間が記載されていない場合には、就労証明書をご提出ください。</li> </ul>
------	---	--

### ③該当する場合のみ必要となる資料

下表の「該当事例」に該当する場合は、保育を必要とする事由の確認書類と併せて、対応する「必要書類」をご提出ください。

該当事例	必要書類	注意事項
自営業である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開業届出書の写し</li> <li>・確定申告書の写し等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人格を有している場合は不要です。</li> <li>・直近の年度分の船橋市の市民税において、営業収入または農業収入の区分で、収入額 0 円以外で申告していることが確認できる場合は省略可能です。</li> </ul>
ひとり親の場合（離婚）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本</li> <li>・離婚届受理証明書</li> <li>・独身証明書（外国籍の場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・離婚成立日と親権者が記載されているものを提出してください。</li> </ul>
ひとり親の場合（未婚）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本</li> <li>・独身証明書（外国籍の場合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申込児童の父母欄が確認できるものを提出してください</li> </ul>
再婚し養子縁組している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・戸籍謄本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養子縁組の状況が記載されている戸籍謄本を提出してください。</li> </ul>
特定活動の在留資格を持つ外国籍の方が、就労、求職活動での申込みの場合、または就労不可の資格の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定活動における指定書の写し</li> <li>・資格外活動許可内容のわかる在留カード</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在留資格や就労可能時間数を確認させていただきます。最低月 64 時間以上の就労可能時間数が必要です。</li> </ul>

## 認定内容の変更の届出について

教育・保育給付認定を受けた後に住所変更や世帯状況（認定されている状況）等が変更した場合は、届出が必要となります。

「船橋市教育・保育給付認定内容変更申請書兼教育・保育給付認定届出事項変更届」に変更の旨ご記入の上、必要書類を添付して保育入園課へご提出ください。変更届については船橋市のホームページからご取得いただくか、保育入園課へお問い合わせください。

届出内容を確認した結果、認定内容に変更が生じた場合、支給認定証の交付を希望している方には新たな支給認定証を交付します。その際には、交付済みの支給認定証は返還していただきます。

## 現況届について

認定されている状況に変更がないか、年に 1 度確認のため書類の提出を求めさせていただきます。提出がない場合や要件を満たさない場合、認定を取り消しさせていただくこともあります。

〒273-8501 船橋市湊町 2-10-25  
 船橋市 こども家庭部 保育入園課  
 TEL : 047-436-2330 FAX : 047-436-2332